

春季婦人生活習慣病健診のご案内

平成30年度
春季を募集します

当組合では多くの女性の方が受検できるよう、東京都総合組合保健施設振興協会（東振協）と契約し、婦人生活習慣病健診を春季（4月～7月）・秋季（10月～翌年1月）に実施しています。

対象者 30歳以上の被保険者・被扶養者

実施期間 平成30年4月～7月

*健診会場ごとに実施期日を設定しています。当組合ホームページおよび東振協ホームページをご覧ください。

健診料金 1名につき3,000円

締切日 平成30年1月16日（火）入力分まで。

申込方法 東振協オンライン申込サイトよりお申込みください。 <https://sys2.w-app.jp/toshinkyoo/fujinka>

健診項目 問診・身体計測・視力・血圧測定・聴力・検尿・血液検査・胸部X線・胃部X線・便潜血反応・心電図・乳房診（超音波）・子宮検査（頸部）

*指定の医療機関で2次検査を受検した場合は、当組合が費用を負担します（有資格者のみ。東振協が認めた2次検査項目に限る）。

- 注意事項
- ①当組合の資格喪失後に受検した場合は、料金の全額をお支払いいただきます。受検当日に資格があることをご確認ください。
 - ②申込みの確認（取消し、入力内容確認等）は東振協コールセンター（TEL03-5619-5910）にご連絡ください。
 - ③同一年度内に、人間ドック・生活習慣病健診・婦人健診・健康診断を重複して受検できません。

東振協ホームページ URL
<http://www.toshinkyoo.or.jp/>
 当組合ホームページ URL
<http://www.keikikenpo.or.jp/>

NO! 未受検!

被扶養者の方も年に1回は 健診を受検しましょう!

病気の予防、 早期発見・治療のために

糖尿病などの生活習慣病やがんなどは、自覚症状がないまま徐々に進行し、気づいた時にはかなり進行している場合も少なくありません。しかし、健診を受けることで、病気の早期発見・早期治療につながります。また、健診を受検した後は生活習慣を見直し、さらに再検査や精密検査、または治療が必要と判定された場合には、放置せずに医療機関を受診し、重症化を予防しましょう。

特に近年増えている乳がん・子宮頸がんは、早期発見できれば5年生存率は9割以上です。この機会にぜひ、乳がん・子宮がん検診を含めた健診を受検しましょう。

平成30年度から
特定健診等の実施率によって
支援金が加算されるペナルティが
厳しくなります!

特定健康診査（特定健診）の受検率および特定保健指導の実施率が国の基準に満たない健保組合には、ペナルティとして、国に納め

人間ドック、生活習慣病健診および婦人健診等の各種健診を受検すると特定健診も受検したことになります。



る後期高齢者支援金が加算されるしくみがあります。このペナルティ基準や加算率*が平成30年度より段階的に引上げられる予定です（第3期特定健診等実施計画）。

当組合の特定健診受検率は、被保険者約90%に対し被扶養者は約40%で、全体では約70%となり、国が定める目標値85%を大きく下回っています。現状の受検率のままでは、高額なペナルティが後期高齢者支援金に加算されることから、受検率向上のためにも毎年健診を受検しましょう。

*後期高齢者支援金に対するペナルティ加算率
 平成30年度2%、平成31年度4%、平成32年度10%。